

労働・助成金情報 特急便

第 24 号 (2013 年 3 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

季節もだんだんと春めいてきました。年度末で慌ただしい日々をお過ごしかと思いますが、来月からの新年度に向け、まもなく始まる労働保険の年度更新について、また、皆様ご加入の労働保険について再度、確認のためにご紹介したいと思います。ぜひご参考にしてください。

労働保険とは

労働保険とは労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の2つの保険をまとめた総称です。

◆ 労働者災害補償保険（労災保険）

労働者の業務上の事由または通勤による負傷、疾病、障害、死亡の場合に被災労働者又はその遺族に対し所定の保険料給付を行う制度です。また、被災労働者の社会復帰の促進、遺族の援護等を行っています。労働者を一人でも使用する事業主（個人経営の農業、水産業で労働者数5人未満の場合、個人経営の林業で労働者を常時には使用しない場合を除きます。）は、適用事業として労災保険法の適用を受けることになり、加入の手続きをとり、保険料を納付しなければなりません。保険料は全額事業主負担とされています。労働者とは、正社員のみならずパート、アルバイト等、使用されて賃金を支給される方すべてをいいます。労働者の負傷、疾病等に対する保険制度としては、労災保険のほかに健康保険がありますが、健康保険法では、労働者の業務以外の事由による疾病、負傷、死亡等に関して保険給付を行うと定められており、業務上災害について健康保険による給付を受けること（健康保険被保険者証を提示して治療を受けるなど）はできません。



<労災保険の種類>

療養（補償）給付	労働者が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合に給付
休業（補償）給付	労働者が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため働くことができず、そのために賃金を受けない場合、その4日目から支給
傷病（補償）年金	療養補償給付(療養給付)を受ける労働者の傷病が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級表に定める傷病等級に該当し、その状態が継続している場合に支給
障害（補償）給付	業務上又は通勤による傷病が治癒したあと、身体に一定の障害が残った場合に支給
遺族（補償）給付	業務上又は通勤により死亡した労働者の遺族に支給
葬祭料（葬祭給付）	労働者が業務上又は通勤により死亡した場合に支給
介護（補償）給付	傷病補償年金(傷病年金)又は障害補償年金(障害年金)を受給している者のうち、一定の障害(要介護障害程度区分表)の状態にあり、かつ、現に介護を受けている場合に月を単位として支給
二次健康診断等給付	直近の一次健康診断の結果、脳血管及び心臓疾患の発症にかかわる身体の状態に関する検査(血圧、血中脂質、血糖、肥満度)の全てにおいて異常の所見が認められ、かつ脳・心臓疾患の症状を有していないと認められる労働者(特別加入は除く)に対し、より精度の高い二次健康診断と保健指導を給付

◆ 雇用保険

失業した場合の給付や育児休業手当や介護休業手当等の各種手当、助成金等がある国の制度です。一番身近なものは、失業時に給付される失業等給付（基本手当）を始めとした給付金制度です。保険料は労働者だけでなく雇用する側（会社）も負担しており、労働者・事業者の双方のための制度となっています。雇用保険は国の保険制度であり、強制保険です。また、事業主が従業員を一人でも雇った場合は雇用保険に加入することとなっており、原則として、これは強制的に適用となります。雇用保険と言うと失業等給付ばかりが目につきがちですが、事業者向けの助成金制度も数多くあります。雇用保険二事業のうちの1つ「雇用安定事業」は、事業者向けの助成金が主となっています。

✚ 労働保険の年度更新が始まります

➤ 労働保険年度更新とは

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間分を、概算で年度の初めに納付しておき、1年後に、確定した保険料を申告して概算額との過不足を精算するという方法を毎年繰り返しています。つまり、事業主は確定保険料と概算保険料の申告・納付をまとめて切り替え更新する必要があり、この手続きを「年度更新」といいます。

労働保険料の納付は、申告書を6月1日から7月10日までに、通常は銀行へ、納付すべき金額と申告書と納付書を切り離さずに提出して収納印の押された領収書を受け取ります。これで労働保険料の申告・納付の手続きをしたこととなります。なお、納付すべき金額が無い場合は労働基準監督署へ提出するのですが、郵送してもかまいません。

概算保険料の額が40万円（労災保険又は雇用保険が一方のみ成立している事業にあつては20万円）以上の場合、又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、3回に分けて納付ができます。この場合は、7月10日、10月31日、1月31日の3回が納期になります。

➤ 労働保険料の計算方法

【確定保険料】

確定保険料はすべての労働者（雇用保険については被保険者のみ）に支払われる賃金総額に、保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて計算します。なお、労災保険については全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担することになっています。

【概算保険料】

概算保険料は、賃金総額の見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%未満である場合、前年度の賃金総額を用いて計算し、それ以外の場合には賃金総額の見込み額を用いて計算します。

- ◇ 当事務所に委託されている事業所様は近日中に労働局から送られてくる書類、会社の印鑑、及び昨年4月から今年3月までの賃金台帳等をご準備頂きますようお願いいたします。